

# 公立大学法人福岡女子大学情報処理演習室利用要領

平成 23 年 11 月 15 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、公立大学法人福岡女子大学情報処理演習室の利用について、必要な事項を定める。

(利用者)

第 2 条 情報処理演習室端末（以下「端末」という。）を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学生及び教職員
- (2) 学術情報センター長又は情報化推進部門長の承認を得た者

(利用可能な日及び時間)

第 3 条 端末の一般利用は、次のとおりとする。

- (1) 平日 8 時 30 分から 20 時 30 分まで
- (2) 土日祝日及び平日 20 時 30 分以降に端末の利用を希望する場合は、第 4 条の定めに従って利用申請書を提出しなければならない。
- (3) 長期休業期間（春季、夏季、冬季）においては、情報処理演習室は閉室とする。
- (4) 図書館の端末を利用することができる日及び時間は、図書館の開館スケジュールに準ずる。
- (5) 学術情報センター長又は情報化推進部門長が特に認めた場合は、前号の規定にかかわらず端末を利用することができる。

(ID、パスワードの管理)

第 4 条 利用者は、ID、パスワードを第三者に使用させてはならない。

- (1) 利用者は、パスワードの管理に十分留意し、他の者にこれを知られることがないようにしなければならない。
- (2) ID、パスワードを紛失した場合は、これを再発行しない。パスワードを紛失忘却した場合は、速やかに情報化推進部門長に届け出なければならない。

(印刷)

第 5 条 利用者が行う印刷については、次のとおりとする。

- (1) 年度内において、500 枚まで
- (2) 研究・学習、就職活動等に関するデータを印刷することができるが、勉学に関係のないデータを印刷してはならない。
- (3) 印刷枚数が 500 枚を超えたもののさらに印刷を要する場合は、コピー用紙（未開封の A4 版 500 枚入り 1 冊）を情報化推進部門長に提出することにより、年度内の印刷枚数を 500 枚分増加させることができる。ただし、印刷枚数の増加は、年度内に 1 回と限る。
- (4) 印刷枚数のカウントは、年度初めに初期化する。前年度の印刷枚数の残数を繰り越すことは、行わない。

(利用手続き)

第6条 時間割で教室として指定されている授業での利用及び一般利用以外の場合において、情報処理演習室の利用を希望する場合は、以下の各号に掲げる手続きを経なければならない。

(1) 時間割で教室として指定されていない正課授業での利用を希望する場合においては、利用希望日の3日前までに教務企画班長に申し出ること。

(2) セミナーまたは発表会等での利用を希望する場合には、利用希望日の3日前までに情報化推進部門長に申し出ること。

2 第2条第2号に掲げられる者が承認を得るためには情報処理演習室利用申請書(様式第1号)を情報化推進部門長に提出しなければならない。

(時間外利用手続き)

第7条 時間外に端末の利用を希望する場合は、利用日の午後5時30分までに、情報処理演習室前の提出ボックスに、情報処理演習室時間外利用申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(1) 最終の利用可能時間は、平日は22時まで、土日祝日は19時30分までとする。

(2) 時間外利用を申請する場合は、利用目的に応じた責任者(教職員)の承認を得ていなければならない。

(厳守事項)

第8条 利用者は、次の各号を厳守しなければならない。

(1) 時間割で教室として指定されていない授業及びセミナーまたは発表会等での利用の場合

- ・時間割で教室として指定されている授業の利用者を最優先とする。
- ・後方の空席を一般利用者に開放することが可能な場合は、演習室入り口にこのことを掲示する。
- ・受講者以外の入室を許可しない場合は、演習室入り口にこのことを掲示する。

(2) 一般利用の場合

- ・時間割で教室として指定されている授業の利用者を最優先とする。
- ・授業で利用する場合は、演習室入り口の掲示に従わなければならない。
- ・後方の空席が一般利用者に開放されている場合は、非受講者は静粛にし、授業の邪魔にならないようにしなければならない。
- ・受講者以外入室不可の授業については、非受講者の入室は不可とする。

(3) その他

- ・演習室内に設置されている機器、マニュアル、備品等は、すべて持ち出し禁止とする。
- ・演習室内での飲食及び喫煙は、禁止とする。
- ・各種ソフトのダウンロード、インストールをしてはならない。
- ・その他利用者に迷惑を及ぼす行為又は他人のプライバシーを侵害する行為をしてはならない。

(損害賠償)

第9条 利用者が、故意又は過失により、電子情報メディア又は施設を損傷又は紛失した場合は、原状に回復するかその損害に相当する費用を賠償しなければならない。ただし、

学術情報センター長又は情報化推進部門長が特別な事情があると認めた場合は、この限りではない。

(利用制限又は停止)

第10条 学術情報センター長又は情報化推進部門長は、この要領に著しく違反した利用者に対して、端末の利用を制限し、又は一定の期間その者の利用を停止することができる。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。